

(趣旨)

第1条 この条例は、消防組織法(昭和22年法律第226号)第19条および第23条の規定に基づき、鯖江・丹生消防組合非常勤の消防団員(以下「団員」という。)の定員、任用、分限、懲戒および服務その他必要な事項について定めるものとする。

(平18条例4・一部改正)

(定員)

第2条 団員の定数は、次のとおりとする。

鯖江消防団 240人

越前消防団 407人

(平17条例1・全改、平23条例1・平28条例8・一部改正)

(団員の種類)

第2条の2 団員は、次の各号に掲げる基本団員および機能別団員とする。

(1) 基本団員 機能別団員以外の団員をいう。

(2) 機能別団員 管理者が定める特定の役割または活動に限り従事する団員をいう。

(平28条例8・追加)

(任用)

第3条 消防団長(以下「団長」という。)は、消防団の推薦に基づき、消防連合団長および連合副団長は、団長の中から、その推薦に基づき管理者が任命し、その他の団員は団長が次の各号の資格を有する者のうちから、管理者の承認を得て任命する。

(1) 当該消防団の区域内に居住し、勤務し、または在学する者

(2) 年齢18歳以上の者

(3) 志操堅固で、かつ身体強健な者

(平28条例8・一部改正)

(欠格条項)

第4条 次の各号のいずれかに該当する者は、団員とすることができない。

(1) 禁固以上の刑に処せられ、その執行を終るまでの者またはその執行を受けることがなくなるまでの者

(2) 第6条の規定により免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者

(3) 6月以上の長期にわたり居住地を離れて生活することを常とする者

(平12条例2・令2条例2・一部改正)

(分限)

第5条 任命権者は、団員が次の各号のいずれかに該当する場合においては、その意に反して、これを降任し、または免職することができる。

(1) 勤務実績が良くない場合

(2) 心身の故障のため、職務の遂行に支障がありまたはこれに堪えない場合

(3) 前2号に規定する場合のほか、団員に必要な適格性を欠く場合

(4) 定数の改廃または予算の減少により過員を生じた場合

2 団員は、次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、その身分を失う。

(1) 前条第2号を除く各号のいずれかに該当するに至ったとき。

(2) 第3条第1号に該当しなくなつたとき。

(令2条例2・一部改正)

(懲戒)

第6条 任命権者は、団員が次の各号のいずれかに該当する場合においては、これに対し懲戒処分として戒告、停職または免職の処分をすることができる。

(1) 消防に関する法令、条例または規則に違反した場合

(2) 職務上の義務に違反し、または職務を怠つた場合

(3) 団員としてふさわしくない非行があつた場合

2 停職は、1月以内の期間を定めて行う。

(令2条例2・一部改正)

第7条 分限および懲戒に関する処分の手続については、組合規則で定める。

(服務規律)

第8条 団員は、団長の招集によつて出動し、職務に従事するものとする。また、招集を受けない場合であつても、水火災その他の災害を知つたときは、あらかじめ指定するところに従い直ちに出動し、職務に従事しなければならない。

第9条 団員が10日以上居住地を離れる場合は、団長にあつては、管理者に、その他の者にあつては団長に届け出なければならない。ただし、特別の事情がないかぎり団員の半数以上の者が同時に居住地を離れることはできない。

第10条 団員は、職務上知り得た秘密を他にもらしてはならない。

第11条 団員は、消防団の正常な運営を障害し、もしくは著しくその活動能率を低下させる等の集团的行動を行つてはならない。

(委任)

第12条 この条例の施行に関し必要な事項は、管理者がこれを定める。

附 則

1 この条例は、公布の日から施行し、昭和44年11月1日から適用する。

2 この条例第12条の規定の適用については、当分の間、それぞれ市・町の従前の例による。

3 この条例施行の際現に鯖江市・朝日町消防組合、織田町および越前町の消防団員であつた者は、第3条の規定により任用された者とみなす。

附 則(昭和46年条例第1号)

この条例は、公布の日から施行し、昭和46年10月1日から適用する。

附 則(昭和48年条例第6号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(昭和50年条例第1号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(昭和52年条例第1号)

この条例は、昭和52年4月1日から施行する。

附 則(昭和54年条例第1号)

この条例は、昭和54年4月1日から施行する。

附 則(昭和55年条例第1号)

この条例は、昭和55年4月1日から施行する。

附 則(昭和56年条例第1号)

この条例は、昭和56年4月1日から施行する。

附 則(昭和57年条例第1号)

この条例は、昭和57年4月1日から施行する。

附 則(昭和59年条例第1号)

この条例は、昭和59年4月1日から施行する。

附 則(昭和61年条例第1号)

この条例は、昭和61年4月1日から施行する。

附 則(昭和62年条例第1号)

この条例は、昭和62年4月1日から施行する。

附 則(昭和63年条例第4号)

この条例は、昭和63年4月1日から施行する。

附 則(平成元年条例第3号)

この条例は、平成元年4月1日から施行する。

附 則(平成2年条例第1号)

この条例は、平成2年4月1日から施行する。

附 則(平成6年条例第1号)

この条例は、平成6年4月1日から施行する。

附 則(平成8年条例第1号)

この条例は、平成8年4月1日から施行する。

附 則(平成12年条例第2号)

この条例は、平成12年4月1日から施行する。

附 則(平成17年条例第1号)

この条例は、平成17年2月1日から施行する。ただし、第6条の規定は、平成17年4月1日から施行する。

附 則(平成18年条例第4号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成23年条例第1号)

この条例は、平成23年4月1日から施行する。

附 則(平成28年条例第8号)

この条例は、平成29年1月1日から施行する。

附 則(令和2年条例第2号)

この条例は、公布の日から施行する。

